平成２４年（フ）第１８６号
埼玉県越谷市花田６丁目５番地17　パークサイドⅡ202
債務者　福山　嘉美（旧姓北澤）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
埼玉県鶴ヶ島市南町１丁目１番25号
債務者　櫻井　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４７号
埼玉県川越市大字寺尾216番地３
債務者　及川　　徹
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４８号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地２街区５棟102号
債務者　水野　義介
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４９号
埼玉県所沢市元町28番７―205号　Ｋ＆Ｋ所沢
債務者　福村　　諭
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５５号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目12番18―102号、前住所埼玉県富士見市山室２丁目４番30号
債務者　竹崎　和夫
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５７号
埼玉県所沢市中新井２丁目468番地の１　第３錦ハイツ105
債務者　平川たか子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６２号
埼玉県川越市旭町２丁目14番地10　パールコーポ旭101号室、前住所埼玉県日高市大字中鹿山452番地73
債務者　是松　竜治
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２号
千葉県香取市大崎276番地２
債務者　髙野　　宏
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１４０号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西151番地１　マンショントラストＡ―203
債務者　太田　直美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
静岡市葵区松富２丁目11番９号　クレストールフォンテーヌ201号、旧住所静岡県富士市富士見台５丁目２番地の７
債務者　石橋カヨ子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５０号
静岡県藤枝市高柳１丁目18番５号
債務者　鳴嶋　規予
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８号
静岡市清水区由比58番地の１
債務者　小林　睦子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８号
静岡県焼津市五ケ堀之内884番地の１　フレグランス清水202、旧住所静岡県焼津市三ケ名920番地の３
債務者　田中　静順
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５８号
静岡県浜松市南区東若林町1012番地の１
債務者　西川　千平
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
釧路市武佐４丁目24番28号
債務者　竹内　　悟
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前９時30分
釧路地方裁判所